

# 令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

京都市立蜂ヶ岡中学校

## I 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危機を生じさせるものである。

本校では、上記のことに鑑み、全ての子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向と取組内容を盛り込んだ『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

### (2) 基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また、学校だけでなく、生徒が集う様々な場所で起こり得る。近年、情報化社会でスマートフォン等のSNS上のいじめも数多く、また、気づきにくくなるなど多様なケースが報告されている。

また、いじめの解決に向けては、いじめにかかわる子どもたちの個人的な特性や家庭環境、さらにそれを取り巻く地域風土や社会環境にも目を向けなければならない。これらの様々な要因が複雑に絡み合い、いじめを形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決を目指していかなくてはならない。

いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなることを主たる目的に取り組む。また、生徒自身がいじめ防止等の当事者として、その解決に向けて主体的に取り組めるよう規範意識を身に付けさせる必要がある。

さらに、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校だけではなく、家庭、地域住民、その他全ての関係者が連携して、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

[構成員] ◎校長、教頭、教務主任、○生徒指導部長、補導主任、各学年主任、支援部長、養護教諭、  
教育相談主任、スクールカウンセラー

### [役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策と早期発見対策を検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・問題がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者が協力して事実関係の把握を行い、いじめであると判断された時は教職員で情報の共有化を図り「組織」で問題解決まで被害者、加害者双方に対して指導と支援を行う。
- ・年度当初の全校集会で、生徒の方針や役割等を説明し、構成員の周知を行う。

### [実施予定]

- ① いじめ問題発生に応じて招集
- ② 招集の有無については、生徒指導委員会にて決定する
- ③ 定例会を月1回開催

[生徒・保護者への周知方法]

- ① 年度初めに全校集会等で生徒に周知
- ② ホームページへの掲載

※いじめ対策委員会の他に補導係会、教育相談係会を週一回、不登校対策委員会を月1回開催し、様々な視点から情報交換を行う。

○補導係会

[構成員] 校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年補導係、養護教諭

○教育相談係会

[構成員] 校長、教頭、教育相談主任、各学年主任、支援部長、総合育成支援教育主任、養護教諭、LD通級等担当教員、スクールカウンセラー、子ども支援コーディネーター

○不登校対策委員会

[構成員] 校長、教頭、教育相談主任、生徒指導部長、各学年主任、支援部長、補導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、子ども支援コーディネーター

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

すべての生徒に対して「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解の上で、生徒がいじめを自分事として捉え、その防止や解決に向かう態度を育む。また、休憩時間・昼休み・放課後・部活動等の様々な場面で、生徒と時間と場所を共有して活動し、コミュニケーションをはかるとともに生徒を見守り、お互いの人間性を理解し合うことで信頼関係を強めるなど、学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成を目指す。

##### ① 普段の授業において

- ア. いじめの発生原因になる環境をつくらないため学習環境を整備し、信頼関係に基づいた学習規律の確立に努め「わかる授業」や「学ぶ楽しさ」を実感できるような学習集団づくりを進める。
- イ. 各学年で指導すべき知識と技能を確実に習得させ、生徒の特性を把握して効果的な「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ウ. 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ. 授業時においていじめや差別的な発言等、人権にかかわる言動を見抜く力と聞き流すことのない姿勢を持ち、適切な指導や助言を行う。

##### ② 道徳の時間や人権学習において

- ア. 道徳の時間及び人権学習の時間については、各学年の実態に応じた具体的な内容に沿って指導案を検討し、学校全体で共有できるようにする。また、指導法についても研究改善を行い、授業の充実を図る。
- イ. 道徳の時間では、人権尊重及び生命の大切さや相手を思いやる等の人との関りについて考えられるような人間の育成を目指し、自己の生き方を考えることを通して道徳実践力を高める。
- ウ. 人権に関する学習については「いじめ問題」について取り上げ系統立てて、効果的に学習を進める。さらに、あらゆる時間と機会をタイムリーに捉えて、人権意識向上に努める。

### ③ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ア. 生徒会本部役員を中心とした生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自分への自信を培い、自己有用感を高めて自己実現につなげる指導を進める。
- イ. 校外学習や修学旅行、合唱コンクール、体育大会等の活動を通して、協働の大切さを体感させ、質の高い集団作りに向かわせる。
- ウ. 総合的な活動の時間で探究的な活動に重点を置きながら系統的に単元を組み、生徒の探究力の育成を目指す。また、課題の検証、試行錯誤を繰り返すことで検証活動を粘り強く取り組む姿勢を養う。
- エ. 職場体験やボランティア活動、地域行事等で人とのつながりを実感できる場を設定し、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- オ. ケータイ教室、防煙教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室、命のがん教室等を実施し、自らの行動を考える機会とさせる。

## (2) いじめ早期発見・積極的認知のための取組

### ① 日常の生徒に関する情報共有

- ア. 担任のみならず、学年教員や管理職、他学年の教員や職員等、たくさんの目で生徒の状況を把握し、気になる生徒については適切な声かけといち早い報告・連絡・相談を心がける。
- イ. 補導係会及び教育相談係会(1回/週)の時間に、欠席状況や学級や学年の様子を報告することで、気になる生徒についての情報共有を進め、適切な対応を検討する。

### ① 生徒に対する定期的な調査

- ア. 「クラスマネジメントシート」アンケート…年2回(5月・11月)  
生徒の実態把握を多面的に行い、「いじめが発生しやすい学級」の状態になっていないかを確認し学級や学年の状況を見直すきっかけとする。
- イ. 記名式いじめアンケート(6月・1月)  
個々の生徒の状況を把握し、聞き取りを進めるとともに、事案の解決に向けての方策を模索する。
- ウ. 教育相談の実施(5~6月・10~11月)  
教育相談前に実施するアンケートの結果も活用して、特に人間関係等に困りがあるかどうかを見取る場とする。

### ② 調査等の結果の検証および組織的な対応

- ア. 上記の調査結果については、全教職員で共有し、生徒の状況を複数で把握する。
- イ. 調査結果からいじめと疑われるケースについては、担任や学年で丁寧に聴き取りを行い、生徒指導委員会でその状況について見取りを行う。

## (3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

### ① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、早期にいじめの解決が図れるように対応を検討する。いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒の指導、周りの生徒の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携を図る。また、被害・加害それぞれの保護者とも連携、協力し、当該生徒の命を守り抜く指導や支援を行い、事案の解決及び再発防止に向けた取組を進める。

- ② いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応
- ア. 被害を受けた生徒からの詳細な聞き取りをする。
  - イ. 加害の立場の生徒からの聞き取りをする。
  - ウ. その情報をもとにいじめ対策委員会を即時開催し、指導支援の方針を確認する。
  - エ. 被害生徒の保護者へ聞き取った内容と今後の指導支援の方針を伝えるとともに、解決に向けた協力を要請する。
  - オ. 加害生徒の保護者へ聞き取った内容と今後の指導支援の方針を伝えるとともに、解決に向けた協力を要請する。
  - カ. 被害生徒並びに保護者の意向をできるだけ勘案しながら、解決と再発を防止するための手立てをいじめ防止対策委員会を確認し履行する。
  - キ. 上記経緯の中で教育委員会への報告、必要に応じて警察をはじめとする関係機関との連携を密に行う等、適切な措置を講ずる。

【次頁;フローチャート参照】

# 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
  - 教職員、生徒、保護者、地域への周知
  - 取組状況を学校評価に位置付けて、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
  - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
  - 生徒、保護者、地域の周知
  - いじめ認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育、人権学習の充実
- ・生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

### 未然防止いじめ（その疑いがあるものも含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から

見逃しのない観察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒とを個別で聴き取る。
- 何があったかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

#### 【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間帯、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返させないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

### 「いじめの解消」までの継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ア. 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込みと使用の禁止を徹底するとともに、保護者に対しても家庭内での約束やルールを決めるなど、全面的な協力を要請する。
- イ. 教育委員会や警察と連携して「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと、問題行動全般の未然防止の啓発と指導に努める。  
(通信機器関連の外部講師による、ネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける)
- ウ. 個人情報漏洩や他人への誹謗・中傷の書き込みについて、問題行動掌握時には速やかに適切かつ丁寧な指導を行う。
- エ. 日常の生徒との関りの中での情報把握に努め、必要に応じて介入するとともに、生徒のソーシャルスキルの向上と生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- オ. 教科指導や学活、道徳等の中で情報リテラシーを涵養するよう努め、保護者会や学校だより、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動等、あらゆる機会に保護者啓発を行う。

④ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ア. いじめが「解消している」状態とは「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件が満たされることと定義されていることを認識する。
- イ. 「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至っても、いじめが再発する可能性があることを十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、加害・被害生徒の様子を注意深く、観察を行う。

(4) 教職員の資質能力の向上の取組

- ① すべての教職員は、日常的に生徒の動向を見守り、その情報交換を行う中で、教職員相互の観察視点を補い合い、観察視点の多角化に努める。
- ② 校内研修会で、いじめ対策に関する研修会等を実施し、教員としての資質を高める。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ① 保護者との連携を今まで以上に細かく丁寧に行い、生徒の些細な変化であっても気づいた場合は、学校だけでなく保護者とともに情報を共有して早い段階で対処する。そのためにも日頃から保護者と連絡を密にして、信頼関係をつくれるようにする。
- ② いじめに関する研修やスマートフォン、その他のSNS等に関する研修会等の保護者研修会をPTAと協力しながら実施する。
- ③ スクールカウンセラーやいじめ110番等、具体的な相談窓口をお知らせする。
- ④ 学校だより、ホームページ等を活用し、生徒の様子等を保護者、地域に発信するとともに、課題の共通理解を図ることでより強い協力体制を築く。
- ⑤ 保護者、地域住民等、より多くの大人が生徒の悩みを受け止められるように、学校運営協議会やPTA、少年補導委員会等の地域団体と協力し協働する体制の充実を図る。

5 重大事態への対処

① 基本的な考え方

ア. 重大事態の定義を以下のとおりとする。(いじめ防止対策推進法第28条(抄))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

めるとき。

ニ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認めるとき。

イ. 万一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先に考え、次項のとおり対処するとともに、その再発防止等のために必要な措置を行う。

③ 重大事態が発生した時の対処

ア. 重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始し、前述しいじめに対する具体的な対応に加え、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り、対処方針を共有して適切に対処する。

イ. 本校が調査主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う等対策を協議する。

ウ. 場合によっては、教育委員会もしくは京都市が設置する「いじめ問題調査委員会」の調査に情報提供等で協力し、指示を仰ぐ。

## 6 年間計画

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信・関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報等」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 「情報の共有と対応について」	入学式 学級開き 新入生を迎える会 学級目標決め	前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	家庭訪問期間
5	◇いじめ対策委員会 「情報共有と取組の確認」 「クラスマネジメントシート・教育相談の実施に向けて」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」 ◆校内研修会 「学校評価項目の確認」	いじめ対策委員の紹介 【1年】ケータイ教室 【1・2年】校外学習 【3年】修学旅行	第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①  教育相談の実施①	家庭訪問期間  学校運営協議会① 地域生徒指導連絡協議会①  道徳公開授業
6	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	生徒総会	第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	
7	◇いじめ対策委員会 「いじめ記名式アンケート結果の共有と長期休業に向けて」 ◆職員会議 「夏季休業中の生活について」 (補導係会より)	人権学習 学年集会 夏季休業を迎えるにあたっての心構え 支部生徒会交流会 【3年】薬物乱用防止教室		三者懇談会 学校評価アンケートの実施 進路保護者会

	「各学年からの生徒情報の共有」			
8	◇いじめ対策委員会 「いじめに特化した研修会」(未定) 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関りについて」 「自殺予防について」 ◆「生徒指導提要」研修会 ◆小中合同研修会 「連携についての協議」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	京都市中学校生徒会議 【1年】非行防止教室	夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会 「情報と事案の経過の共有」 「学校評価の結果について①」	【2年】チャレンジ体験		進路保護者会 オープンスクール
10	◇いじめ対策委員会 「情報の共有と効果的なカウンセリング」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	合唱コンクール、体育大会の取組 生徒会本部役員選挙	教育相談の実施②	学校運営協議会② 地域生徒指導連絡協議会②
11	◇いじめ対策委員会 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	【1年】防煙教室、薬物乱用防止教室	第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	進路保護者会 授業参観 新入生保護者説明会
12	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	人権学習 学年集会 冬季休業を迎えるにあたっての心構え		三者懇談会 学校評価アンケートの実施
1	◇いじめ対策委員会 「9月以降の事案について経過報告」 「学校評価の結果について②」 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	【1・2年】百人一首大会 【2年】命のがん教育	記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	
2	◇いじめ対策委員会 「いじめ記名式アンケート結果の共有」 「情報の共有と対策、課題の確認」 ◆年間反省 ◆職員会議(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	性教育		学校運営協議会③ 地域生徒指導連絡協議会③
3	◇いじめ対策委員会 「来年度のいじめ対策基本方針について」 ◆職員会議 「年間を通じての経過の共有と課題の確認」(補導係会より) 「各学年からの生徒情報の共有」	小中連絡会 3年生を送る会 卒業式 学年集会 学級のまとめ 修了式	記名式アンケートの保管 クラスマネジメントシートデータ保管	
通年;補導係会(1回/週) 特別の教科「道徳」 HP及び学校だよりでの発信				